

第1章 総 則

第1 目 的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意および防炎規制に係る審査並びに消防用設備等に係る届出の審査に必要な事項を定めるとともに、本市で適用する特例基準及び指導基準を示すことにより、審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 運用上の留意事項

本基準の適用にあたっては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び藤沢市行政手続条例（平成8年藤沢市条例第15号）の趣旨に基づき、法令、条例等の抽象的解釈、裁量の余地がある部分について、また、行政指導事項となる部分について、関係者に十分に説明を行い、協力を得た上で指導すること。

なお、防火対象物の用途特性に応じた行政指導事項（基準内は◆で表示）については、防火対象物の安全性向上のために定めたものではあるが、防火対象物の関係者、設計者及び施工者等に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意し、当該事項に係る行政指導については指導経過を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配意が必要である。

第3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 条例とは、藤沢市火災予防条例（昭和48年条例第10号）をいう。
- (7) 条則とは、藤沢市火災予防規則（昭和37年規則第14号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (9) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (10) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (11) 特定共住省令とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。
- (12) 電安法とは、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）をいう。
- (13) 電安政令とは、電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）をいう。
- (14) J I Sとは、日本産業規格をいう。
- (15) 電気設備技術基準とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）をいう。
- (16) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (17) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (18) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (19) 準防火構造とは、建基法第23条に規定する準防火性能を有するものをいう。
- (20) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (21) 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- (22) 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- (23) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2口及び第61条に規定するものをいう。
- (24) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- (25) 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- (26) 特定防火戸とは、防火戸のうち特定防火設備に該当するものをいう。
- (27) 登録認定機関とは、省令第31条の5に規定する法人をいう。